

取引業者 各位

消費税の適格請求書等保存方式について

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

事業者の方が、インボイス制度が導入される令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

取引業者様におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」を熟読のうえ、インボイス制度が導入されるまでに手続きを完了していただきますようよろしくお願い致します。

【参考】

○国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○インボイス制度に関する一般的な御相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日除く）

国立大学法人奈良国立大学機構財務課